

総合計画及び長岡市総合計画策定委員会について

1 総合計画について

市町村が、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための「基本構想」を定めた“まちづくりの最上位計画”です。

昭和44年の地方自治法改正により、市町村に策定が義務付けられました。その後、地方分権改革の流れの中で、平成23年に法改正が行われ、義務付けが廃止されました。

長岡市では、地方分権時代の中、人口減少問題などの重要課題に対処しつつ、住民の生活に直結する基礎自治体として「長岡市の将来像を総合的に示す基本構想」を引き続き策定し、魅力ある長岡のまちづくりを進めます。

【これまでの長岡市の計画】

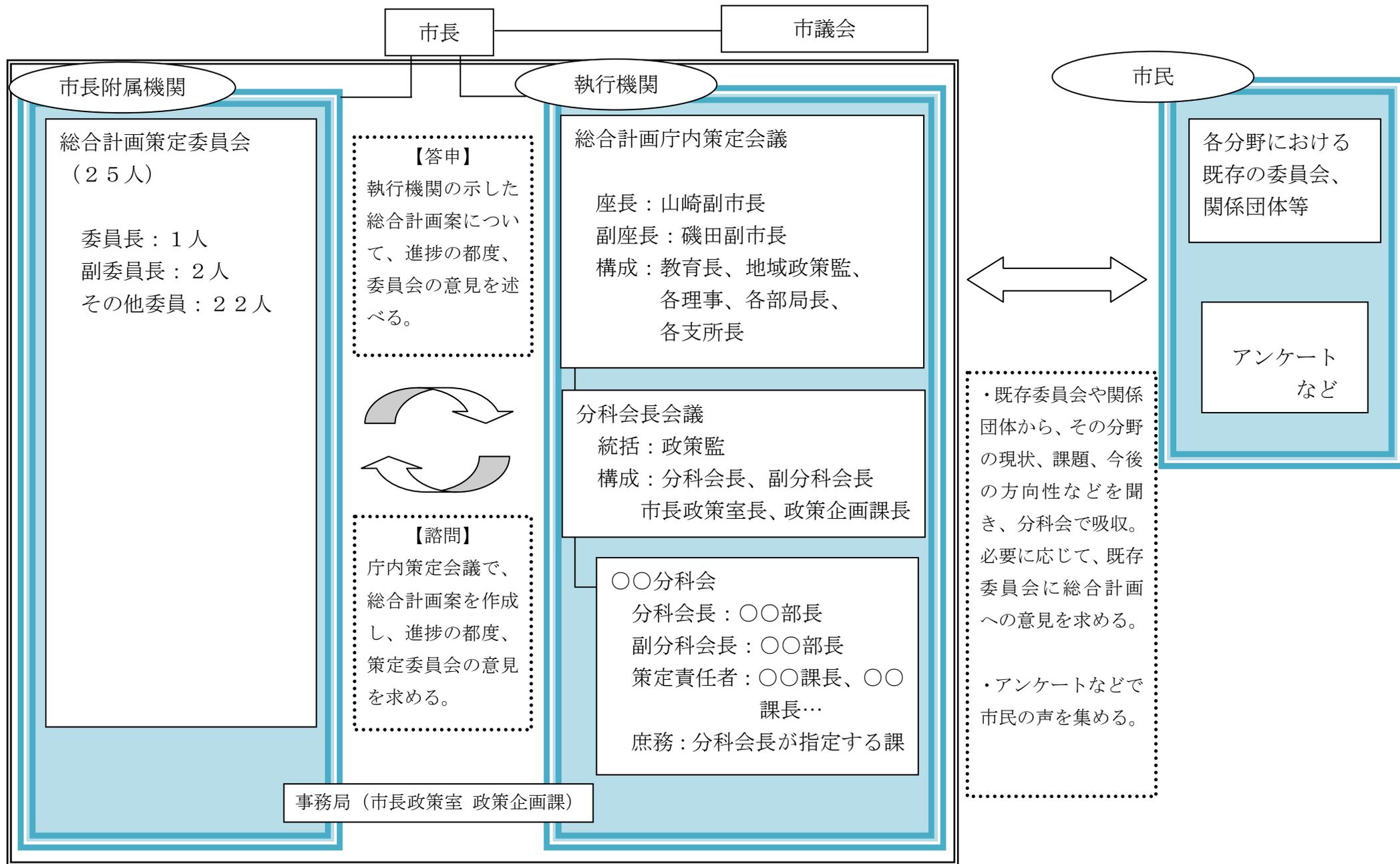
- 昭和44年 長岡市長期発展計画案
- 昭和61年 新長岡発展計画
- 平成 8年 第二次新長岡発展計画
- 平成18年 長岡市総合計画

2 長岡市総合計画策定委員会について

市民参加・市民協働によるまちづくりを進める長岡市において、学識経験者、各界有識者、市民(公募)等による委員で構成する「長岡市総合計画策定委員会」を市長の附属機関として設置、計画案を審議検討して市長に答申します。

- ・設置根拠 長岡市総合計画策定委員会条例
- ・委員数 25人
- ・会議 全7回(平成26年度3回、平成27年度4回)程度
- ・任期 平成26年12月1日から平成28年3月31日まで

長岡市総合計画 策定体制図



長岡市総合計画策定委員会条例

平成26年9月30日

条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、市政の総合的かつ計画的な運営の基本となる計画（以下「総合計画」という。）を策定するに当たり、市長の附属機関として設置する長岡市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、総合計画の案について審議検討し、意見を具申すること。
- (2) 前号に掲げることのほか、総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱する25人以内の委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長若干人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、在任委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議の議事の審議検討に関し、特に意見を聴く必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 専門的及び具体的な事項を審議検討するため、必要があるときは、会議に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長政策室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

(最初の会議の特例)

3 この条例の施行後最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。